



様式第9号（第9条関係）

明住第1384号
平成30年3月22日

株式会社 NANBU
代表取締役 岩本 和代 様

明日香村長 森川 裕



複製禁止

一般廃棄物処理業許可書

平成30年2月14日付で申請のあった一般廃棄物処理業の許可（更新）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により、下記条件を付して許可します。

記

- 1 許可の種類 事業系一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）の収集及び運搬
- 2 許可の区域 明日香村全域
- 3 許可の期間 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 許可の条件 裏面のとおり

複写厳禁

許可条件

- (1) 自己の名義をもって他人にその営業をさせないこと
- (2) 村内で発生する事業系一般廃棄物に限り取り扱うこと。
- (3) 許可申請において、写真及び自動車検査証の写しを村長に提出した車両のみを使用車両とすること。ただし、やむを得ない事情により、その他の車両を使用して収集又は運搬を行うときは、代車等使用届出書に、当該車両の写真及び自動車検査証の写しを添えて提出すること。
- (4) 村外において収集した一般廃棄物を、村クリーンセンターへ搬入しないこと。
- (5) 村長が許可業者の搬入する一般廃棄物について実施する検査に協力すること。
- (6) 一般廃棄物を収集・運搬する際には、当該廃棄物が飛散し、又は流出しないようにし、収集運搬車両については汚水、悪臭が漏れないようにしなければならない。
- (7) 収集運搬車両及び作業用具は常に整備し、収集・運搬時における清潔保持に努めなければならない。
- (8) 収集運搬車両は、法令による点検、整備を遵守し、運行にあたっては道路交通法等に基づいて安全運転の確保に努めなければならない。
- (9) 許可業者は、村民からの収集の依頼には速やかに対応することとし、その言動・態度には十分留意し、村民の信頼を損なうような行為をしてはならない。

複製禁止

複写厳禁